

報酬等に関する開示事項

本項については、2018年度の内容を記載しております。

1. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

（1）「対象役職員」の範囲

銀行法施行規則第19条の2第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、銀行等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件（平成24年3月29日金融庁告示第21号、いわゆる報酬告示）に規定されている「対象役員」および「対象従業員等」（合わせて「対象役職員」）の範囲については、以下のとおりであります。

①「対象役員」の範囲

対象役員は、当行の取締役であります。なお、社外取締役を除いております。

②「対象従業員等」の範囲

当行では、対象役員以外の当行の役員および従業員ならびに主要な連結子法人等の役員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当行およびその主要な連結子法人等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。なお、当行の対象役員以外の役員および従業員ならびに主要な連結子法人等の役員で、対象従業員等に該当する者はおりません。

（ア）「主要な連結子法人等」の範囲

主要な連結子法人等とは、銀行の連結総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えるものおよびグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等であります。なお、当行において主要な連結子法人等に該当する子法人等はありません。

（イ）「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、当行の有価証券報告書記載の「役員区分ごとの報酬の総額」を同記載の「対象となる役員の員数」により除すことで算出される「対象役員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。

なお、退職一時金につきましては、報酬等の金額から退職一時金の全額を一旦控除したるものに「退職一時金を在職年数で除した金額」を足し戻した金額をもって、その者の報酬等の金額とみなし、「高額の報酬等を受ける者」の判断を行っております。

（ウ）「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものの」の範囲

「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行、当行グループ、主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、または取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

4. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の種類、支払総額および支払方法に関する事項

対象役職員の報酬等の総額（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

区分	人 数 (人)	報酬等の総額 (百万円)	固定報酬の総額		変動報酬の総額			退職慰労金
			基本報酬	株式報酬型 ストックオプション	基本報酬	賞与	業績連動型 報酬	
対象役員（除く社外役員）	8	204	186	147	38	17	—	17
対象従業員等	—	—	—	—	—	—	—	—

（注）1. 株式報酬型ストックオプションについては、職位ごとに予め付与金額が決まっているため、固定報酬として記載しております。

2. 株式報酬型ストックオプションの権利行使時期は以下のとおりであります。

なお、当該ストックオプション契約では、行使期間中であっても権利行使は当行の取締役の地位を喪失した時まで継延べることとしております。

		行使期間
株式会社大光銀行第1回新株予約権		2013年7月13日～2043年7月12日
株式会社大光銀行第2回新株予約権		2014年7月15日～2044年7月14日
株式会社大光銀行第3回新株予約権		2015年7月14日～2045年7月13日
株式会社大光銀行第4回新株予約権		2016年7月12日～2046年7月11日
株式会社大光銀行第5回新株予約権		2017年7月11日～2047年7月10日
株式会社大光銀行第6回新株予約権		2018年7月10日～2048年7月 9日

5. 当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

前項に掲げたもののはか、該当する事項はありません。